

北海道地域・職域連携推進事業実施要綱 新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">北海道地域・職域連携推進事業実施要綱</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 地域・職域連携推進協議会の設置</p> <p>(1) 地域の実情に応じた協力体制による、生涯を通じた継続的な保健サービスの提供や健康管理体制を整備・構築するため、地域・職域連携推進協議会を設置する。</p> <p>(2) 道においては「北海道地域・職域連携推進協議会（以下「推進協議会」という。）」を設置するとともに、<u>二次医療圏</u>（または保健環境部保健行政室・地域保健室）に「二次医療圏地域・職域連携推進連絡会（以下「推進連絡会」という。）」を設置する。</p> <p>なお、推進協議会は、道民の健康づくり推進協議会の専門部会として位置づける。また、設置・運営等に係る事項については、別に要領を定める。</p> <p>(3) 推進協議会及び推進連絡会は、5に掲げる構成機関（以下、「構成機関」という。）の中から構成する。</p> <p>4 事業内容</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 推進連絡会</p>	<p style="text-align: center;">北海道地域・職域連携推進事業実施要綱</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 地域・職域連携推進協議会の設置</p> <p>(1) 地域の実情に応じた協力体制による、生涯を通じた継続的な保健サービスの提供や健康管理体制を整備・構築するため、地域・職域連携推進協議会を設置する</p> <p>(2) 道においては「北海道地域・職域連携推進協議会（以下「推進協議会」という。）」を設置するとともに、<u>第二次保健医療福祉圏</u>（または保健環境部保健行政室・地域保健室）に「二次医療圏地域・職域連携推進連絡会（以下「推進連絡会」という。）」を設置する。</p> <p>なお、推進協議会は、道民の健康づくり推進協議会の専門部会として位置づける。また、設置・運営等に係る事項については、別に要領を定める。</p> <p>(3) 推進協議会及び推進連絡会は、5に掲げる構成機関（以下、「構成機関」という。）の中から構成する。</p> <p>4 事業内容</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 推進連絡会</p>

ア 推進連絡会は、地域特性に応じた協力体制による継続的な健康管理が可能となるよう体制を構築する。

イ 同連絡会は、地域における関係機関への情報提供と連絡調整や健康に関する情報収集、ニーズ把握等を行い、二次医療圏特有の健康課題を特定し、地域特性に応じた健康課題の解決に必要な連携事業の計画・実施・評価等を行う。

ア) 現状分析

イ) 課題の明確化、目標設定

ウ) 連携事業のリストアップ

エ) 連携内容の検討・決定及び提案

オ) 連携内容の具体化・実施計画の作成

カ) 連携事業の実施

キ) 評価資料及び評価方法の設定

ウ 同連絡会は、具体的な連携事業の企画等を行うために、保健事業等の共同実施に関する作業部会や社会資源の相互有効活用に関する作業部会等、所要の作業部会等を置くことができる。

5～6 (略)

附 則

この要綱は、平成17年10月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年10月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年 3月 6日から施行する。

ア 推進連絡会は、地域特性に応じた協力体制による継続的な健康管理が可能となるよう体制を構築する。

イ 同連絡会は、地域における関係機関への情報提供と連絡調整や健康に関する情報収集、ニーズ把握等を行い、二次医療圏特有の健康課題を特定し、地域特性に応じた健康課題の解決に必要な連携事業の計画・実施・評価等を行う。

ア) 現状分析

イ) 課題の明確化、目標設定

ウ) 連携事業のリストアップ

エ) 連携内容の検討・決定及び提案

オ) 連携内容の具体化・実施計画の作成

カ) 連携事業の実施

キ) 評価資料及び評価方法の設定

ウ 同連絡会は、具体的な連携事業の企画等を行うために、保健事業等の共同実施に関する作業部会や社会資源の相互有効活用に関する作業部会等、所要の作業部会等を置くことができる。

5～6 (略)

附 則

この要綱は、平成17年10月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年10月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年 3月 6日から施行する。

<p>附 則 この要綱は、平成25年 8月16日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成28年 4月14日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、令和2年 5月 7日から施行する。</p> <p><u>附 則</u> <u>この要綱は、令和5年 1月10日から施行する。</u></p>	<p>附 則 この要綱は、平成25年 8月16日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成28年 4月14日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、令和2年 <u>(2020年)</u> 5月 7日から施行する。</p>
---	---